

会 議 の 要 旨

会議の名称	第6回川越市介護保険事業計画等推進委員会
開催日時	平成25年11月20日(水) 午後2時 開会 ・ 午後4時 閉会
開催場所	総合保健センター研修室(3階)
議長氏名	委員長 齊藤 正身
出席委員氏名	山根委員、荻窪委員、関口委員、若海委員、川口委員、近藤委員 小野寺委員、矢部委員、橋本委員、長峰委員、矢澤委員、芝波田委員 米原委員、原委員、長田委員、小林委員、矢代委員、横田委員
欠席委員氏名	宮山委員、荻野委員、向坂委員
事務局職員氏名	栗原福祉部長 福祉推進課：山下副課長 高齢者いきがい課：岡村参事、宮下副課長、佐藤主幹、関根主任 富岡主任、難波主事 健康づくり支援課：佐藤主任 介護保険課：佐藤副部長、久津間副課長、佐藤主幹、鍛冶主査 太田主査、正田主事、渋谷主事補
会議次第	1開会 2あいさつ 3報告事項 4議事 5その他 6事務連絡 7閉会
配布資料	1 次第 2 第5回川越市介護保険事業計画等推進委員会の要旨…資料1 3 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案について…資料2-1 4 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案要綱…資料2-2 5 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)」について…資料3 6 日常生活圏域の見直しについて…資料4-1、4-2 7 第5期計画における日常生活圏域…資料4-3(当日配布) 8 川越市在宅高齢者配食サービス事業制度の見直しについて …資料5-1 9 川越市在宅高齢者配食サービス事業制度見直しにおける参考資料 …資料5-2

議事の経過

1 開会

2 あいさつ

委員長による開会のあいさつ。

3 報告事項

(1) 第5回川越市介護保険事業計画等推進委員会について

事務局より、資料1を用いて、第5回介護保険事業計画等推進委員会の開催内容について報告。

(2) 社会保障制度プログラム法案について

事務局より、資料2-1、2-1を用いて、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」について報告。

(3) 第3次一括法による条例制定について

事務局より、資料3を用いて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」について報告。

4 議事

(1) 日常生活圏域の見直しについて

事務局より、資料4-1、4-2、4-3を用いて説明。

(事務局)

第6期計画に関しては、14圏域としたいと思います。将来的には、出張所同様に、支会を単位とした圏域を検討していきたいと考えていますので、御了承いただければと思います。今回の圏域案に対する、地域包括支援センターの設置数、担当圏域については、今後開催予定の、地域包括支援センター運営協議会での議論を経たうえで、当委員会で御意見を伺いたいと考えております。

- ・地域包括支援センターを14カ所置くということではないということでしょうか。

(事務局)

そちらに関しては、次のステップと考えております。

- ・今後、地域包括支援センター運営協議会で、どのような議論が行われたかを、当委員会で説明してほしい。

(委員長)

事務局案を承認してよいか。 → 一同承認

(2) 川越市在宅高齢者配食サービス事業制度の見直しについて

事務局より、資料5-1、5-2を用いて説明。

- ・(介護予防・日常生活支援総合事業導入検討に対し)なぜ第5期から取り入れなかったのか。

(事務局)

以前より、制度見直しに向けての話し合いを進めておりましたが、利用者負担額の変更など様々な影響を考え、検討に時間を要したため第5期に改正するまでには至りませんでした。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業(生活サービス支援事業)と任意事業(地域自立生活支援事業)は何か事業目的が変わっているのか。(前者は「栄養改善が目的」とあり、後者は「栄養改善が必要」とあるがどう違うのか。)

(事務局)

生活サービス支援事業の方は、低栄養の方に対して、地域包括支援センターが3ヵ月もしくは6ヵ月といったように期間を決めてモニタリング・アセスメントし栄養改善を図っていく事業となり、期間を終えると事業も終了します。

任意事業の方は、現在、川越市が行っている配食事業と同じであり、自ら食事を調理すること及び買いに行くことが困難であるという方が対象です。

- ・社会保障の観点が必要ではないか。民間業者ができるからといっても、低所得者もしくは、当事業が真に必要な人には提供していくべきではないか。

(委員長)

社会保障自体の議論となると話全体が異なってくる。ここでは介護保険についての議論の場であり、社会保障となると高齢者・介護保険サービス以外の方への配食の話になってしまう。議論の場所が変わる。

(事務局)

食事をとっていただくとともに、見守りの機能やネットワーク等を形成することを目的としている事業であり、食事そのものを単に提供するといった事業ではありません。

また、現在当事業では、モニタリング・アセスメントを行っていませんが、生活サービス支援事業に移行すると、その部分を重点的に行っていくこととなりますし、今まで事業を利用していたその他の方にとっては、まったく事業がなくなるというのではなく、指定基準を満たした配食業者の情報を提供し、地域包括支援センター・民生委員・行政間で連絡体制を整備し情報を共有することで見守り体制の充実を図るといったような二本立てで取り組んでいくものです。

- ・当事業では、地域の業者が行っており、多くの雇用を見出している。制度を見直すことによりセブンイレブンといったような大手業者が参入すると税金が都内に流れてしまう。利用者負担が500円になると利用者が少なるのでは？業者や利用者の声はどうやって汲み取っていくのか。

(事務局)

現在も数回ほど業者との会議の場を設定しています。新体制に向けて業者及び利用者
と接点を増やしていき、より良いサービスの構築に力を入れていきたいと考えており
ます。

- ・所得状況によって負担額が変わるような制度にはしない方がよい。
利用者負担額がほとんど民間と変わらないような状態になるのであれば、この事業を続
けていく必要はないと思う。生活サービス支援事業は重要な事業だと思うので、そういっ
たところに税金を投下したほうがよい。
- ・市の配食と自費での利用を併用している方がいるが、業者は同じように対応・見守りをし
てくれている。一人で食えることが困難な方には、民生委員や近隣住民が声掛けや手伝い
をしている。そういった仕組みが自然にできている。

(委員長)

配食あんしんネットワーク事業というのは、民生委員・地域包括支援センター・行政
がつながっているという点がとても意味のあることだと思う。生活サービス支援事業に
おいて、全国的にも同様だが、低栄養状態にあるかどうかという判断をいかにしていく
かその部分が弱い。ある程度栄養士・地域包括支援センターがフォローしていく必要が
あると思う。

低所得者に対する費用負担の軽減措置について、国の方でも他の制度の中でいろいろ盛
り込んでいるところであるので、配食事業だけ見るのではなく、全体的に見て判断しな
くてはいけないのではないかと。

様子を見ながら新体制の検討をすすめていくべきであろう。

- ・生活サービス支援事業を行うことになると既存の利用者は大幅に切られることになるの
か、それともほとんど重なるのかどっちなのか。

(事務局)

生活サービス支援事業と配食あんしんネットワーク事業の二本立てでいくので、全体
的にみて対象者が少なくなることはないと考えております。

- ・現在1食あたり800円であるが、現行の配食事業を廃止し、配食あんしんネットワー
ク事業に移行したら利用者負担は800円になるということなのか。

(事務局)

現行の料金は、普通食から調整食まで同一の価格で提供するために設定されているので800円となっているが、配食あんしんネットワーク事業においては、現在民間業者が提供している普通食500円程度からで利用できます。

(委員長)

以前から栄養改善が目的であり、低所得者を対象とする事業ではない。その点については今後も変わらないのであるから、その部分をいじってしまうと問題がずれてしまうのではと心配している。市民に分かりやすく説明することが必要である。

- ・昨年度は配達時間や配達方法に苦情等があったと思うが、今年度はどうか。緊急対応等の事例はあったか？

(事務局)

業者担当者会議を開催し仕様書の遵守を指導、衛生管理については保健所より食中毒防止を指導した。緊急対応の事例は平成24年度2件、平成25年度2件ありました。(事例概要もあわせて紹介)

- ・改正の際は、民生委員、自治会、関連部署に分かりやすい説明をし、誤解をないように制度移行をしていただきたい。

(委員長)

事務局案を承認してよいか。 → 一同承認

5 その他
なし

6 事務連絡

- ・次回委員会は来年の2月頃の開催を予定しております。詳細は、決定次第通知いたします。

7 閉会